

吸収分割に係る事後開示書面

福岡県福岡市南区向野二丁目10番25号
日創グループ株式会社
代表取締役 石田 徹

福岡県福岡市南区向野二丁目10番25号
日創プロニティ株式会社
代表取締役 大里 和生

日創グループ株式会社（以下、「分割会社」という。）及び日創プロニティ株式会社（以下「承継会社」という。）は、2025年6月1日を効力発生日として、分割会社が営む金属加工事業に関する権利義務に関する吸収分割（以下、「本件吸収分割」という。）を行いました。本件吸収分割について、会社法第791条及び第801条並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項について下記のとおりご報告申し上げます。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日 2025年6月1日
2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条、第789条の規定による手続の経過
 - ① 本件吸収分割において差止請求権を行使された株主はありませんでした。
 - ② 本件吸収分割において2025年5月9日付電子公告により吸収分割公告をいたしましたが、株式の買取請求期限の2025年5月31日までに株式の買取請求権を行使された株主はありませんでした。
 - ③ 本件吸収分割において分割会社は新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。
 - ④ 本件吸収分割において承継すべき債務について重畠的債務引受を行ったことにより、会社法第789条第1項第2号の規定による異議を申し述べることができる債権者がおりませんので、会社法第789条の規定による手続は行っておりません。
3. 承継会社における会社法第796条の2、第797条、第799条の規定による手続の経過
 - ① 本件吸収分割において差止請求権を行使された株主はありませんでした。
 - ② 本件吸収分割において承継会社の株主は分割会社のみであるため、反対株主は存在せず、該当事項はありません。
 - ③ 本件吸収分割において2025年4月14日付の官報により、債権者に対する異議申述公告を行いましたが、異議申述期限の2025年5月14日までに異議申述された債権者はありませんでした。なお、知れている債権者はおりませんでしたので、各別の催告は行っておりません。

4. 承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、効力発生日である 2025 年 6 月 1 日をもって、吸収分割契約の別紙に記載された分割会社の金属加工事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務を承継いたしました。

5. 変更登記を行った日 会社法の規定に従い、速やかに登記を行う予定です。

6. 本件吸収分割に際して、承継会社は普通株式 97 株を発行し、その全てを分割会社に対して割り当てました。これにより承継会社の資本金の額は 97 百万円増加いたしました。なお、資本準備金の額は増加しておりません。

7. その他本件吸収分割に関する重要な事項はありません。

以上